資料1

第2回
福岡県森林環境税検討委員会資料

令和8年10月20日

～目次～

1　福岡県森林環境税によるこれまでの取組

（1）概要
　① 導入の背景・・・・・・・・・P3
　② 条例と税の仕組み・・・・・・P6
（2）第Ⅰ期（H20～29）の取組・・・P8
（3）第Ⅱ期（H30～R9）の取組・・・P14

2　本県の森林・林業の現状と課題

（1）森林・林業の現状・・・・P25
（2）福岡県の施策の展開・・・P27
（3）課題・・・・・・・・・・・P37

1　福岡県森林環境税によるこれまでの取組

（1）概要　①導入の背景　林業の状況　（林業とは）

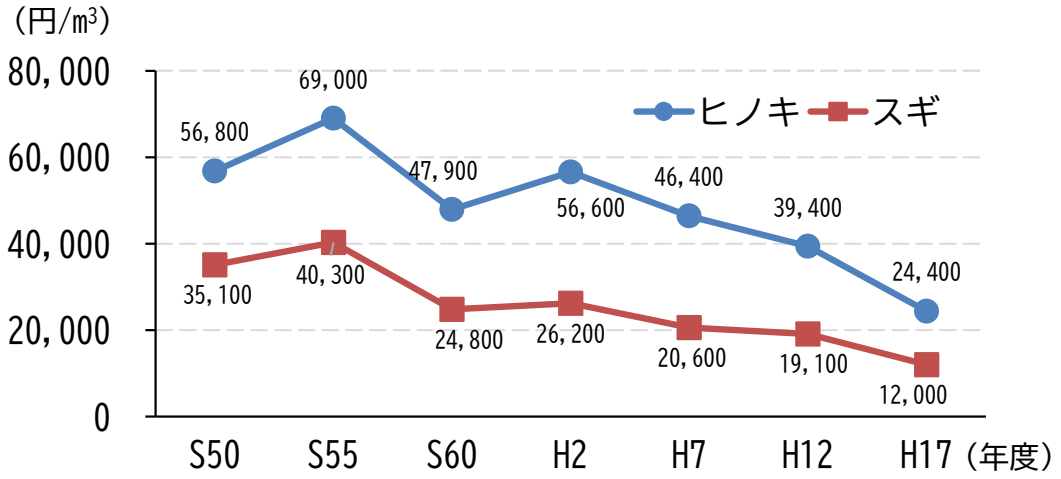
○ 「林業」とは、樹木を植え、育てて、伐採することで木材を生産する産業

○ この生産活動の繰り返しにより、森林が適正に管理され、公益的機能も維持されてきたが、木材価格の下落等を背景として、間伐等の手入れが行われなくなった

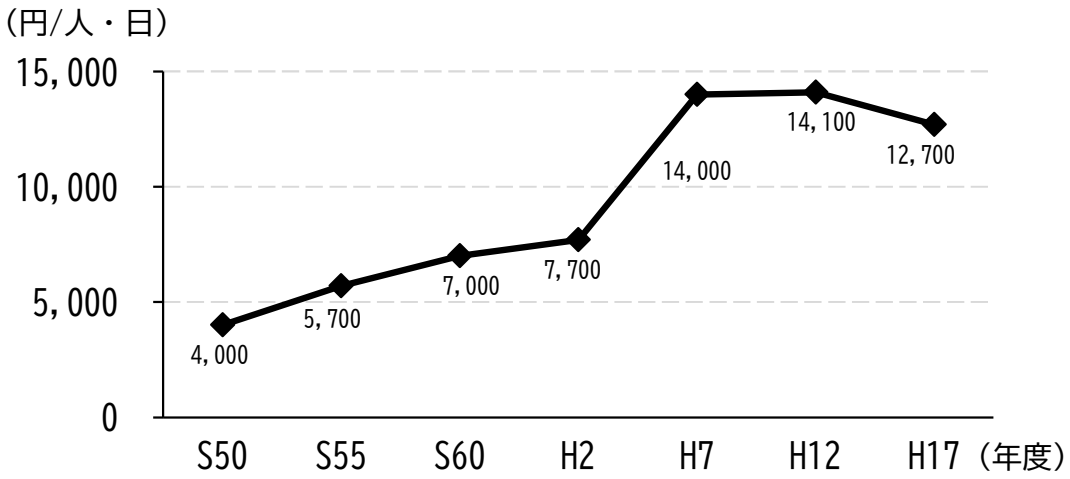
■林業生産活動の繰り返し



■木材価格はピーク時（S55年）の半値以下



■人件費は、S55年の2倍以上に上昇



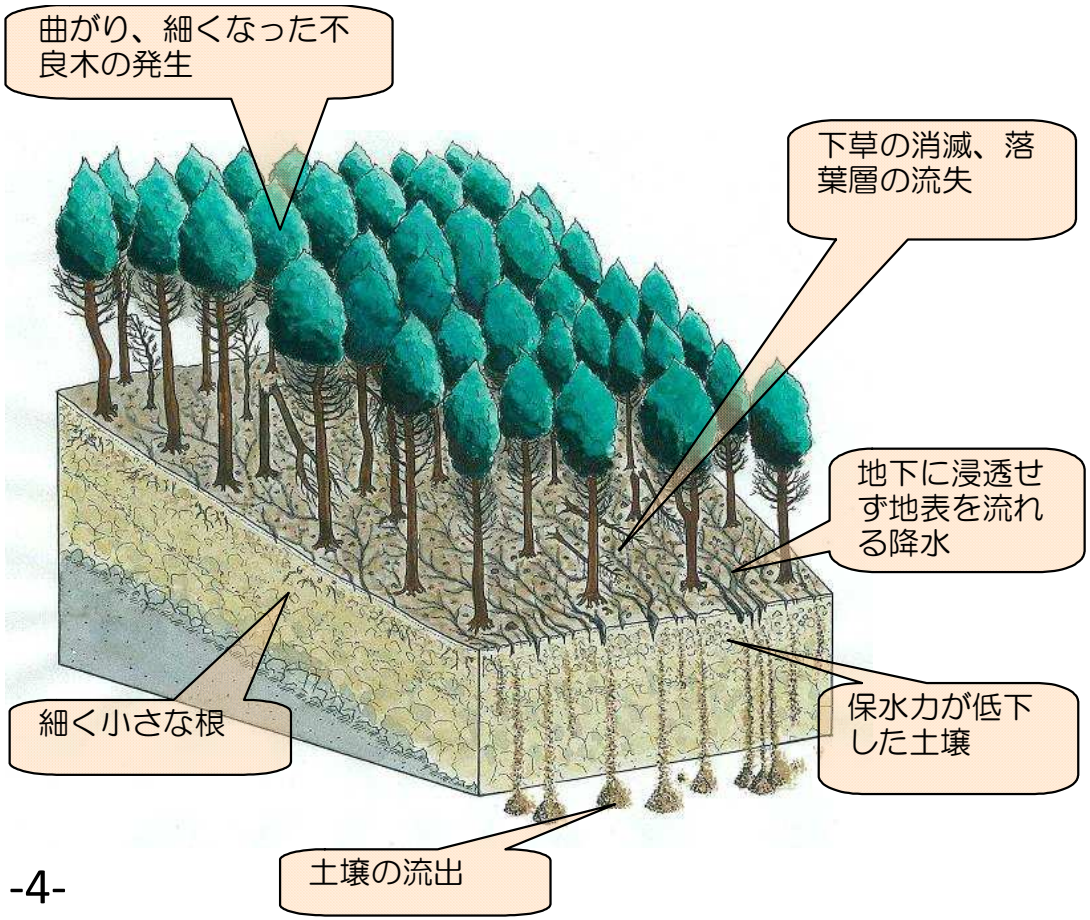
荒廃森林の増加　（荒廃森林）

○ 間伐等の手入れが行われず、森林の有する公益的機能が発揮できない荒廃森林が発生

■荒廃した森林



土壌が流され、根がむき出しになっている

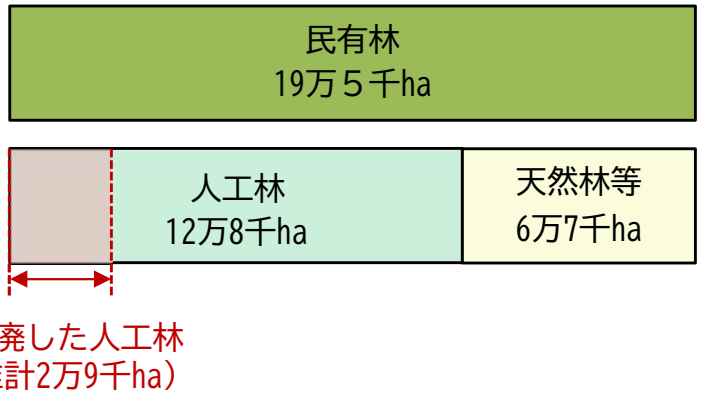


荒廃森林の増加　（県民生活への影響）

○ 平成18年当時、荒廃した森林は、県内人工林12万8千haの約4分の1にあたる、2万9千haと推計

○ 荒廃した森林を放置すれば、県民の安全・安心な暮らしへの影響が懸念された

■荒廃した人工林の面積（推計）



■県内ダムの渇水状況
（H17年6月）



■H16年18号台風被害地



福岡県森林環境税条例

○ 森林環境税（仮称）検討委員会による検討を経て、福岡県では荒廃森林約2万9千haを10年間で再生することを目標に、概ね130億円の費用の財源を確保するため、平成20年4月から森林環境税を導入し、県民に広く公平に負担を求めることとした

■目的　（条例第1条）

県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、森林環境税を課する

■税額等

	税額（年）	備考
個人	500円	個人県民税均等割 1,000円に500円を加算
法人	資本金等の額に応じて 1,000円～40,000円	法人県民税均等割に、 5%相当額を加算

（2）概要　②条例と税の仕組み　福岡県森林環境税検討委員会の設置

○ 税条例の附則第4項に基づき、森林環境税の具体的な検討とその透明性を確保するため、外部有識者で構成される「福岡県森林環境税検討委員会」を設置

○ 毎年度、検討委員会を開催し、事業内容について検討をいただいている

■福岡県森林環境税条例の附則第4項

知事は、この条例の施行後20年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■福岡県森林環境税検討委員会設置要綱

（第1条）
条例附則第4項に規定する福岡県森林環境税について、具体的な検討を行うとともに、福岡県森林環境税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、福岡県森林環境税検討委員会を設置する。

■事業体系（第Ⅰ期（H20～29））

区分		内容	実施主体
荒廃した森林の再生	①荒廃した森林の再生	間伐等による**[荒廃森林の再生]**	市町村
	②松くい虫被害対策	松くい虫被害木の伐倒駆除	市町
県民参加の森林づくりの推進	③森林づくり活動の支援	県民自らが企画・立案し、 実行する森林づくり活動の支援	ボランティア団体等
	④情報発信	税への理解、透明性の確保のため、 森林環境教育やリーフレット等の配布	県

①荒廃した森林の再生

○ 概ね15年以上未整備の人工林を調査し、特定された荒廃森林約2万7千haで、平成29年度までに間伐を実施

○ 森林管理のための作業路を、平成29年度までに約150km開設





荒廃した森林

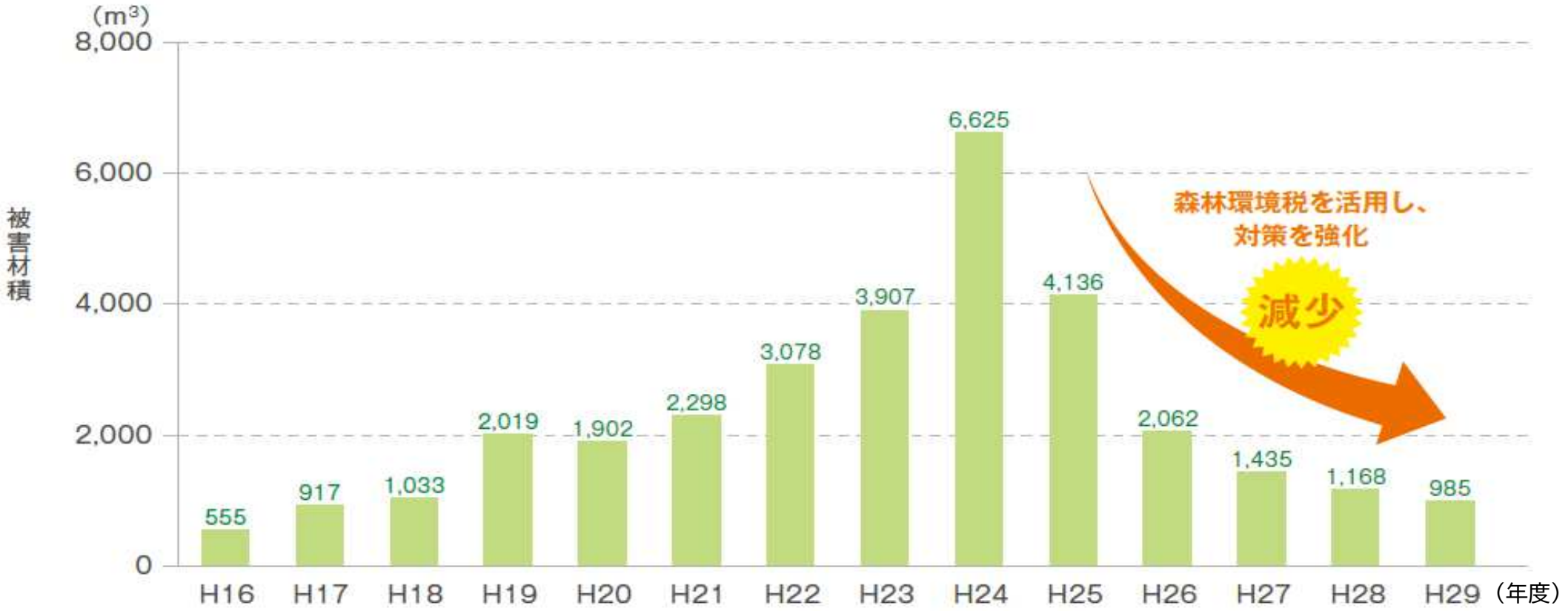


再生された森林

②松くい虫被害対策

○ 平成24年度に松くい虫被害が激増したため、平成25年度から市町が行う伐倒駆除を支援

○ 平成25年度から被害は減少に転じ、県内民有林の平成29年度の被害量はピーク時の15%まで減少



税収と使途

○ 平成29年度までの10年間で、約132億円が森林環境税基金に積み立てられ、
このうち、約129億円を荒廃森林の再生や、県民参加の森林づくりに活用

■税収等の推移

（単位：百万円）

年　度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	10年計
期首残高 A		0	203	216	92	64	91	212	332	371	420	－
基金　（税収等） B		968	1,314	1,320	1,342	1,338	1,357	1,361	1,373	1,409	1,442	13,223
事業費	荒廃した森林の再生	729	1,273	1,418	1,345	1,281	1,191	1,205	1,295	1,321	1,480	12,538
	松くい虫被害対策	0	0	0	0	0	17	8	9	7	6	46
	県民参加の森林づくり	36	27	26	26	29	29	27	31	32	29	292
	計 C	765	1,300	1,444	1,370	1,310	1,237	1,240	1,334	1,360	1,515	12,876
期末残高 A+B−C		203	216	92	64	91	212	332	371	420	346	－

第Ⅰ期終了にあたっての検討

○ 森林環境税条例の施行後11年目以降の税の在り方について具体的な検討を行うため、平成28年度に「森林環境税検討委員会」が設置され、29年度にかけて協議・検討が行われた。

○ 検討にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントを通じて広く県民からの意見を募集した。

■福岡県森林環境税検討委員会における検討の経過

年月日	検討委員会	検討内容
平成28年10月 6日	第1回	森林環境税によるこれまでの取組
11月17日	第2回	(1) 森林環境税によるこれまでの取組の詳細 (2) 本県森林・林業の現状と課題
12月20日	第3回	(1) これまでの取組に係る県民アンケート結果 (2) 森林保全のための施策について (3) 県民への意見聴取について
平成29年 2月17日	第4回	(1) 中間報告の取りまとめについて (2) パブリックコメントの実施について
5月19日	第5回	中間報告に対する意見募集の結果について
6月27日	第6回	最終報告のとりまとめについて

第Ⅰ期終了にあたっての検討結果

■福岡県森林環境税検討委員会報告書（H29.7）（一部抜粋）



継続について

○ 県民の安全・安心な暮らしを支えるため、***福岡県森林環境税を継続*** して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当

課税の在り方

○ 今後必要な施策に要する費用を合計すると、130億円～140億円であり、現在の「福岡県森林環境税」の ***仕組みを継続*** することが適当

(3)第Ⅱ期(H30～ R9)の取組

■事業体系（第Ⅱ期（H30～R9））

区分		内容	実施主体
森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策	①荒廃森林の整備	強度間伐等による**[森林荒廃の未然防止]**	市町村
	②間伐実施体制の構築	自伐林家の育成、自伐用機材の導入、 集出荷場の整備	県ほか
	③松くい虫防除対策	松くい虫被害木への駆除対策、 健全木への薬剤散布等	市町
森林を守り育てる気運の向上に向けた施策	④森林づくり活動	県民自らが企画・立案し、 実行する森林づくり活動の支援	ボランティア団体
	⑤展示林整備	県民が森林や木にふれあう機会を 拡大するために行う、 展示効果の高い森林の整備	市町村
	⑥情報発信	税への理解、透明性確保のための 森林環境教育やPR動画放映等	県

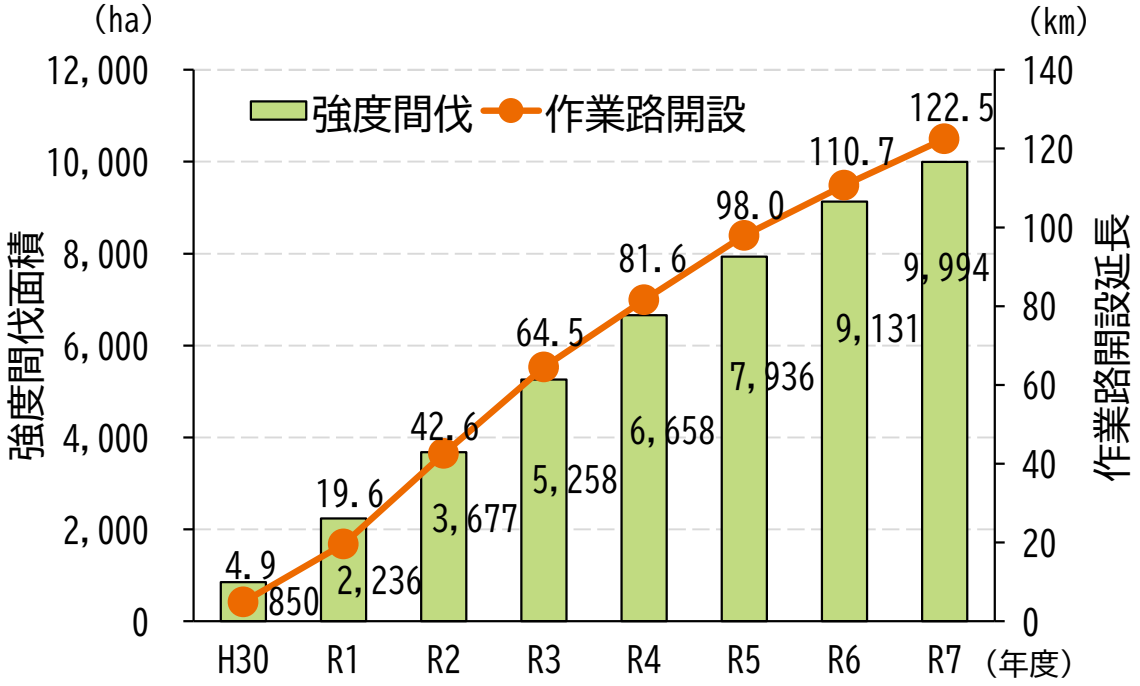
公益的機能の発揮に向けた施策

①荒廃森林の整備

○ 調査により、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林約1万haを特定

○ 長期的に公益的機能を発揮させるため、令和7年度までに強度間伐を約9,994ha実施し、自然林へと誘導中（うち強度間伐の整備完了面積は約7,600ha）

○ 森林管理のための作業路を、令和7年度までに約123km開設



強度間伐実施面積（累計）と作業路開設延長（累計）



荒廃した森林ほど林内は暗くないが、下草等は少ない

公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林



下草や広葉樹が増加

長期的に公益的機能を発揮できる自然林へ誘導中(整備後7年経過)

公益的機能の発揮に向けた施策

①荒廃森林の整備

○ 強度間伐を行った森林では、太陽の光が差し込み、下層植生の成長や樹木の稚樹が増加

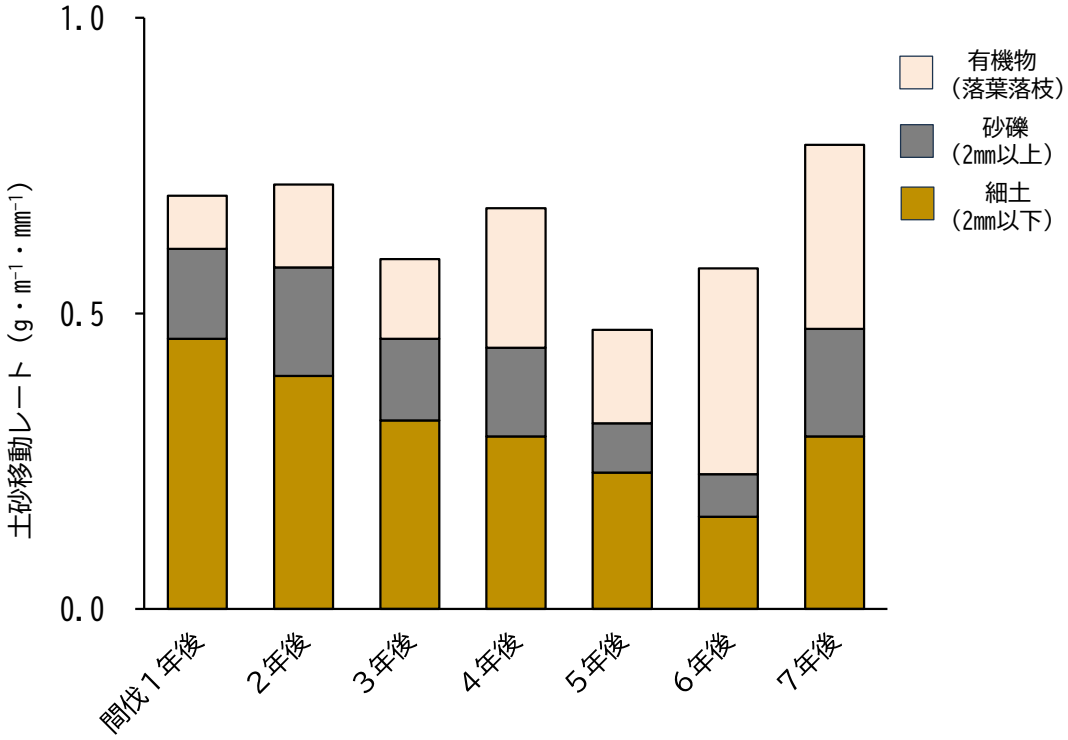
○ 稚樹の成長には数十年を要するため、引き続きモニタリングが必要

■林内が明るくなったことにより、下層植生の成長や樹木の稚樹の増加がみられる



強度間伐後の植生の変化

■ 強度間伐により、土砂移動量は減少傾向



土砂移動量の変化（朝倉、浮羽 ４プロットの平均値）

公益的機能の発揮に向けた施策

整備効果を担保する仕組み（①荒廃森林の整備）

○ 事業実施にあたっては、森林所有者と市町村の間で「主伐の制限」や「保安林指定の同意」等を定めた協定書の締結が必須

○ 協定期間は５年間（協定期間中に保安林に指定されない場合は、最大20年まで自動延長）

※協定書の不遵守には違約金が発生

保安林

水源かん養・山地災害防止など、公益的機能上、
重要な森林を森林法に基づき「保安林」として指定

※保安林に指定されると
伐採の制限、植栽の義務、土地の形質変更の規制により、
森林として大切に守られ、その公益的機能が持続的に発揮される



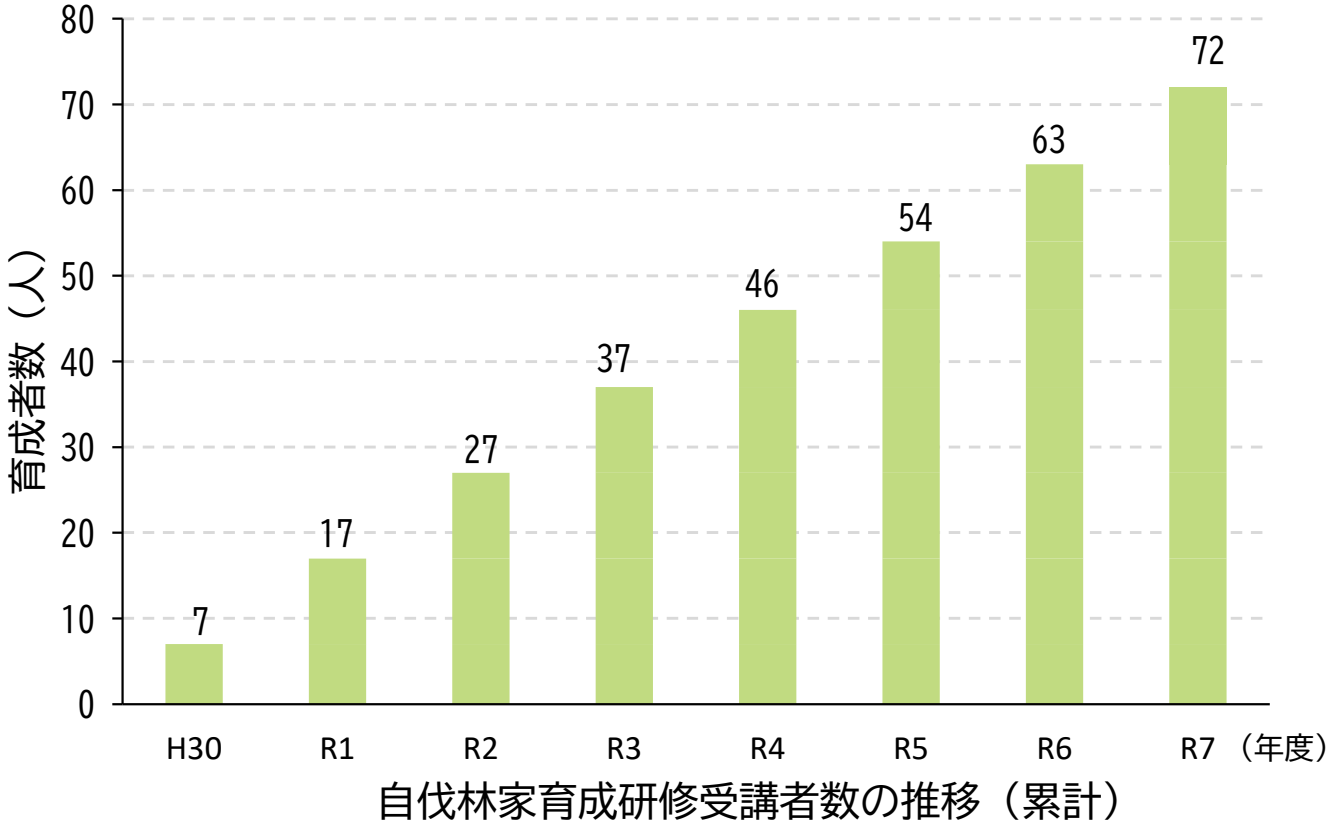
ダム上流の水源かん養保安林

公益的機能の発揮に向けた施策

②間伐実施体制の構築

○ 将来、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林において、
間伐を実施できる体制を構築するため、令和7年度までに自伐林家※72名を育成

※自伐林家：伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等



自伐林家育成研修受講者数の推移（累計）



伐倒技術の講習



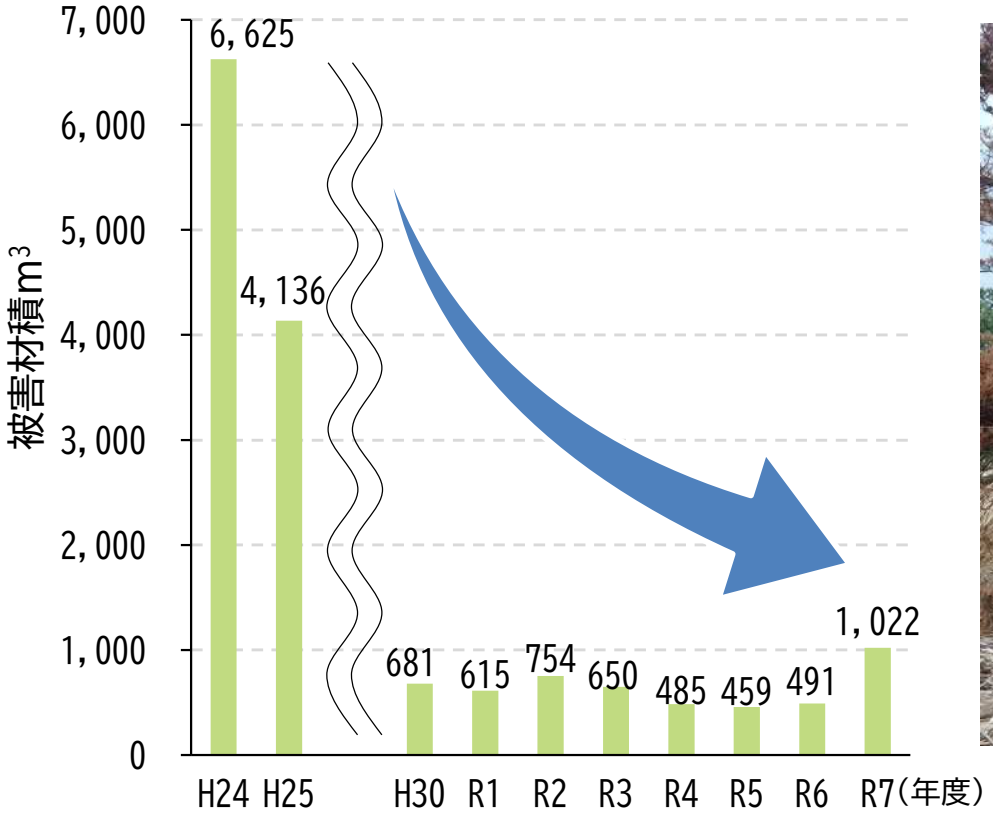
運搬車の操作技術講習

公益的機能の発揮に向けた施策

③松くい虫防除対策

○ 駆除対策だけでなく、予防対策として毎年約226haの薬剤散布等を支援

○ 両対策により、県内民有林の被害量は低い水準で推移



松くい虫被害材積の推移



枯れた松の伐倒駆除



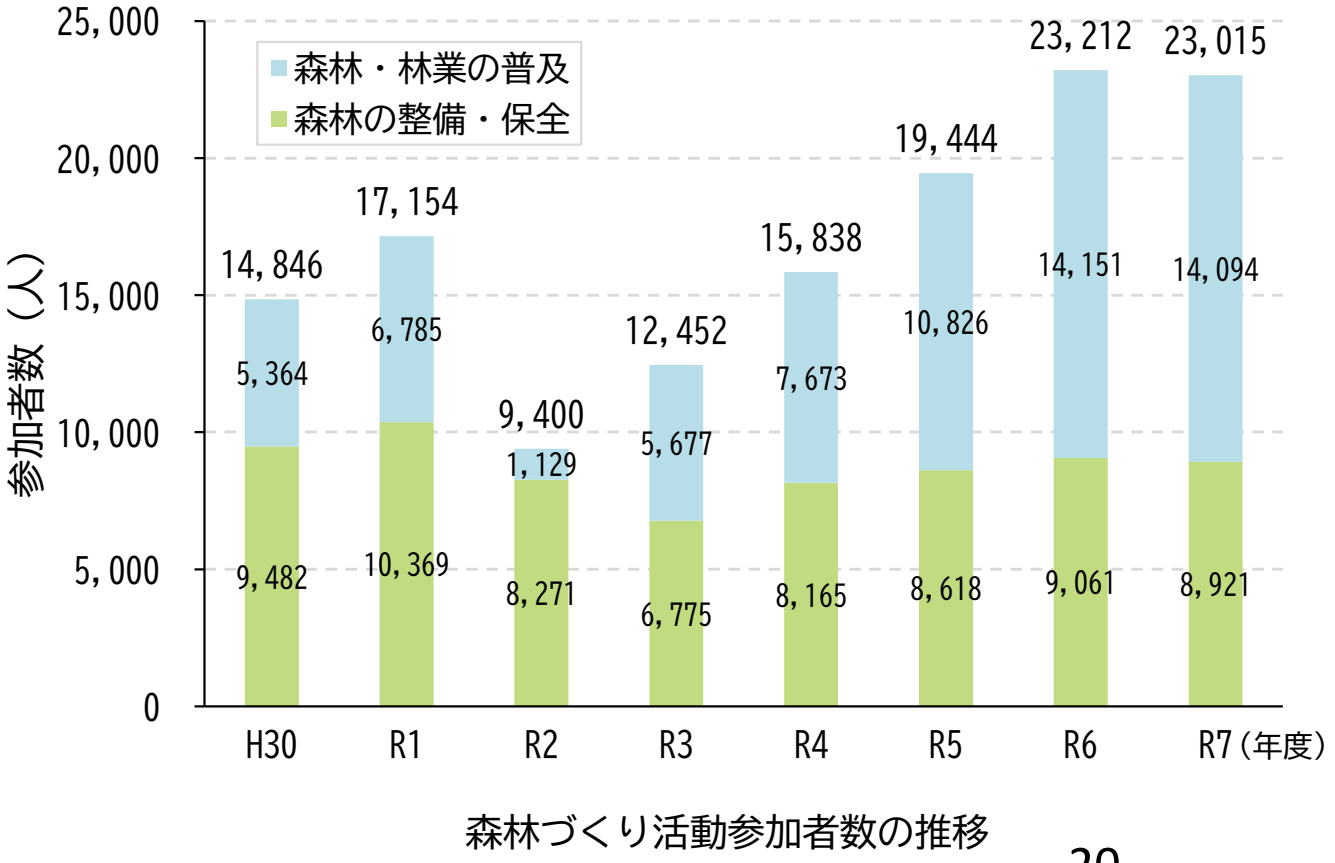
薬剤散布による松くい虫予防

(3)第Ⅱ期(H30～ R9)の取組 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

④森林づくり活動

○ 令和7年度までに延べ407団体の森林づくり活動を支援

○ 森林の整備・保全、森林・林業の普及の活動に、延べ135,361名が参加



森林づくり活動参加者数の推移



森林の整備・保全（植樹活動）

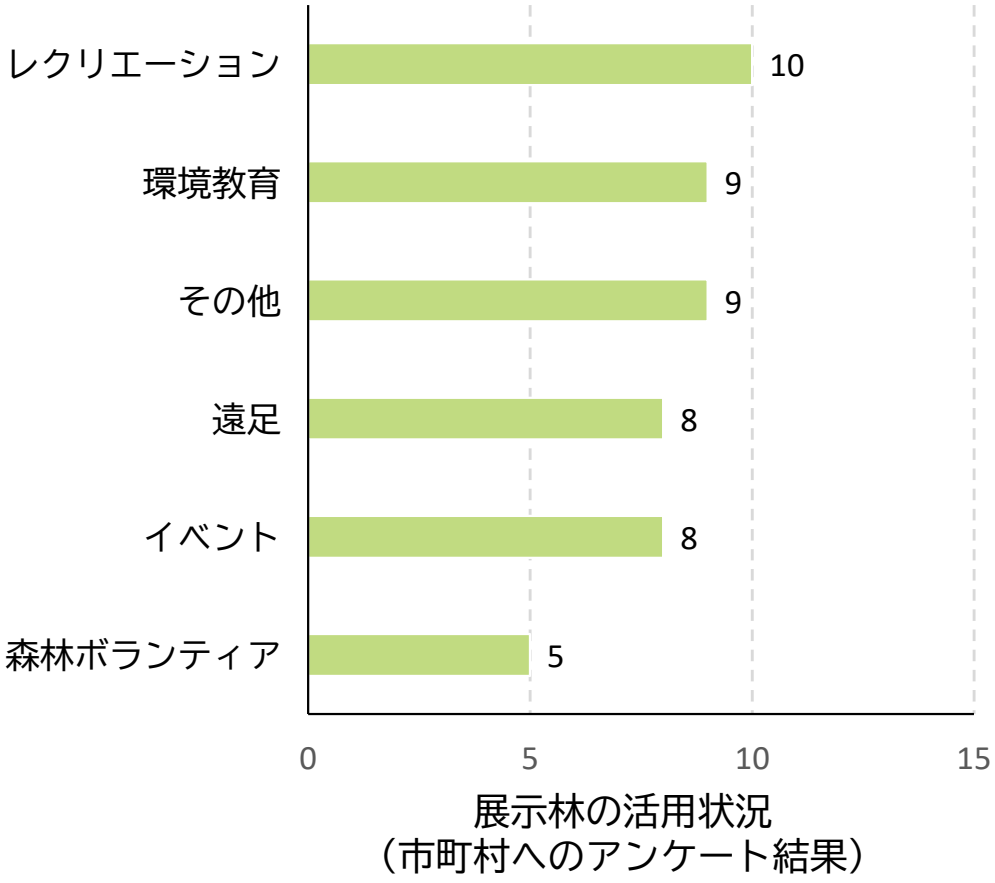


森林・林業の普及（ネイチャークラフト）

(3)第Ⅱ期(H30～ R9)の状況 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

⑤展示林整備

○ 県民が森林や木に触れあう機会を提供するため、展示効果の高い森林を令和7年度までに22市町で延べ128ヵ所整備



展示林の活用状況
（市町村へのアンケート結果）



展示林整備の一例

(3)第Ⅱ期(H30～ R9)の状況 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

⑥情報発信

○ 森林環境教育の講師を延べ181校の小学校へ派遣し、8,682人の小学生が参加

○ 森林づくり活動に必要な知識や技術を学ぶ安全講習会を87回開催し、
延べ1,268人が受講　※数値は令和7年度までの実績



森林環境教育（森林の公益的機能の説明）



森林づくり活動安全講習会（ケガの応急処置）

税収と使途

○ 令和7年度までの8年間で、約123億円が森林環境税基金に積み立てられ、
このうち、約120億円を荒廃森林の整備や、森林を守り育てる取組に活用

■税収等の推移

（単位：百万円）

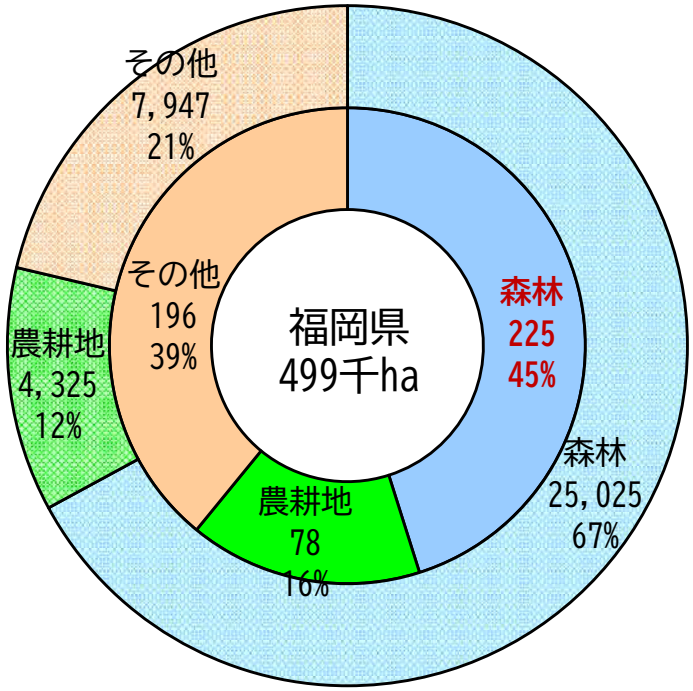
年　度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
期首残高　A		346	904	905	757	724	722	740	747	－
基金　（税収等）　B		1,474	1,499	1,502	1,517	1,542	1,545	1,570	1,606	12,255
事業費	荒廃森林整備（間伐実施体制構築含む）	793	1,372	1,498	1,395	1,371	1,343	1,361	1,461	10,595
	松くい虫対策	47	49	50	51	50	56	61	60	424
	森林づくり活動公募	17	20	18	20	20	22	25	28	170
	展示林	48	48	76	74	88	72	84	152	642
	情報発信	11	9	9	9	14	35	32	24	142
	計　C	916	1,498	1,650	1,550	1,544	1,527	1,563	1,725	11,973
期末残高　A+B−C		904	905	757	724	722	740	747	628	－

2　本県の森林・林業の現状と課題

本県の森林の特徴

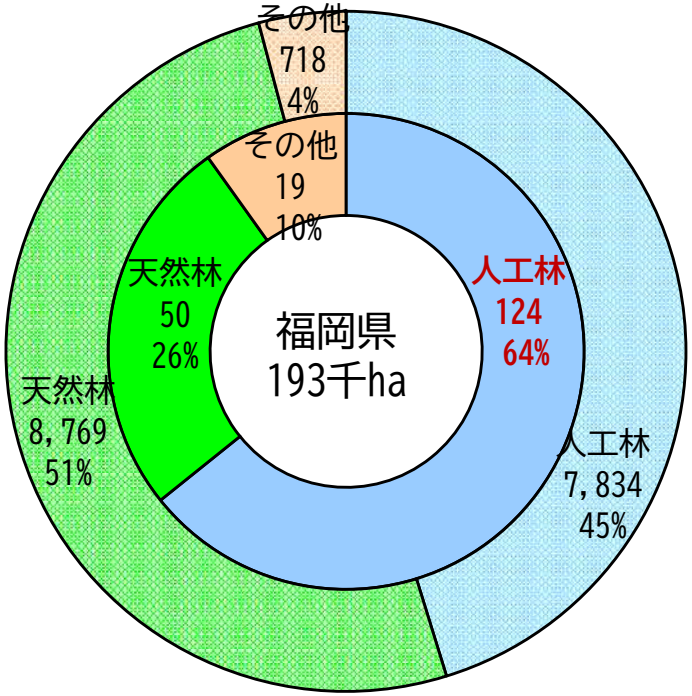
○ 本県の森林は約22万5千haで、森林率45%、全国より22ポイント低い
○ 民有林の人工林は12万4千haで、人工林率は64%、全国より19ポイント高い

■県土・国土に占める森林の割合



外円（全国）37, 297千ha
内円（福岡県） 499千ha
全国：令和３年度末、県：令和８年４月１日現在

■人工林・天然林別の森林面積



外円（全国）17, 321千ha
内円（福岡県） 193千ha
全国：令和３年度末、県：令和８年４月１日現在

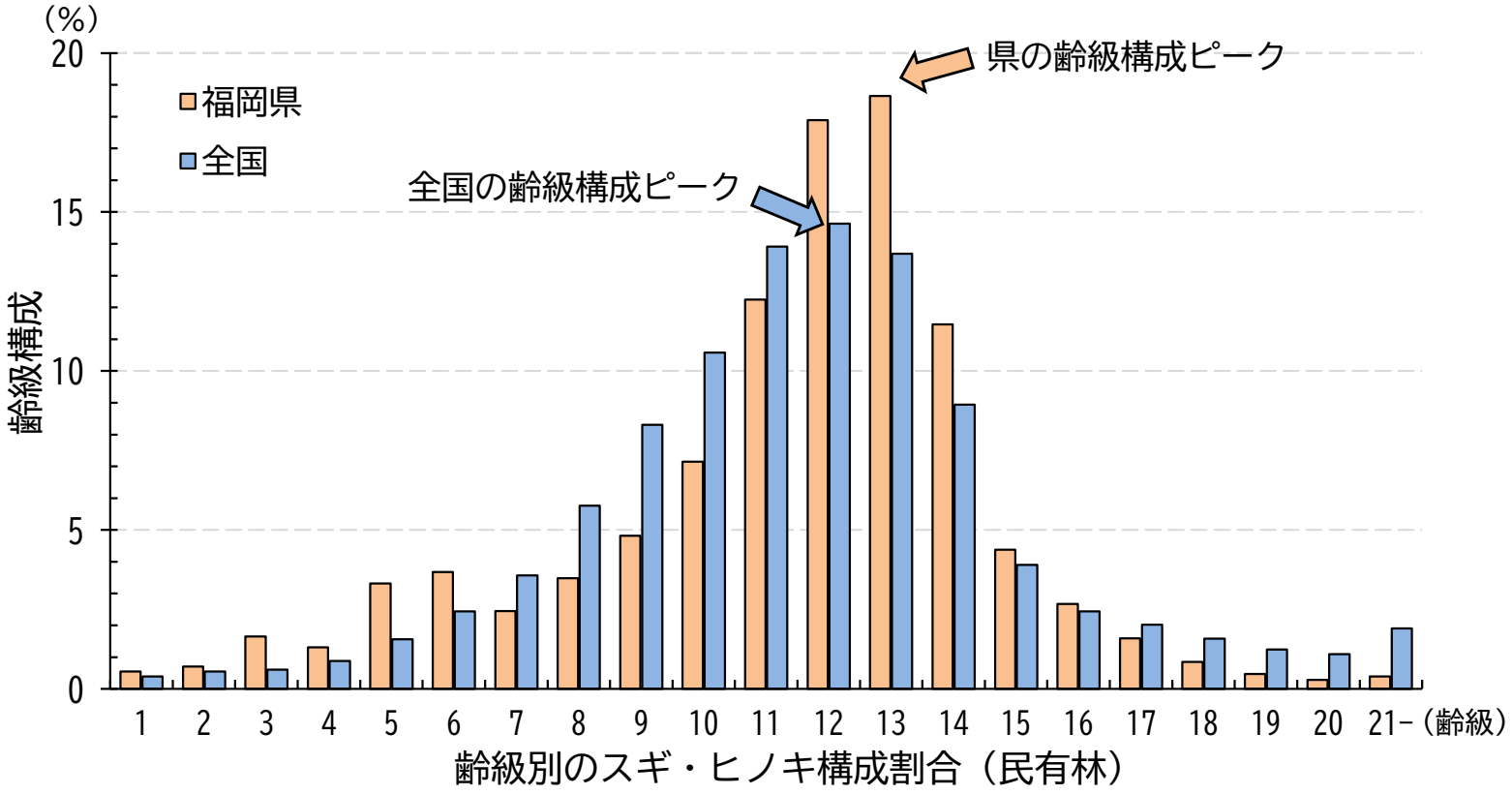
本県の森林の特徴

○ 人工林（124千ha）の約94%（117千ha）がスギ・ヒノキ林
○ 全国より高齢級化が進んでおり、本格的な利用期を迎えている





林齢別のスギ（イメージ）

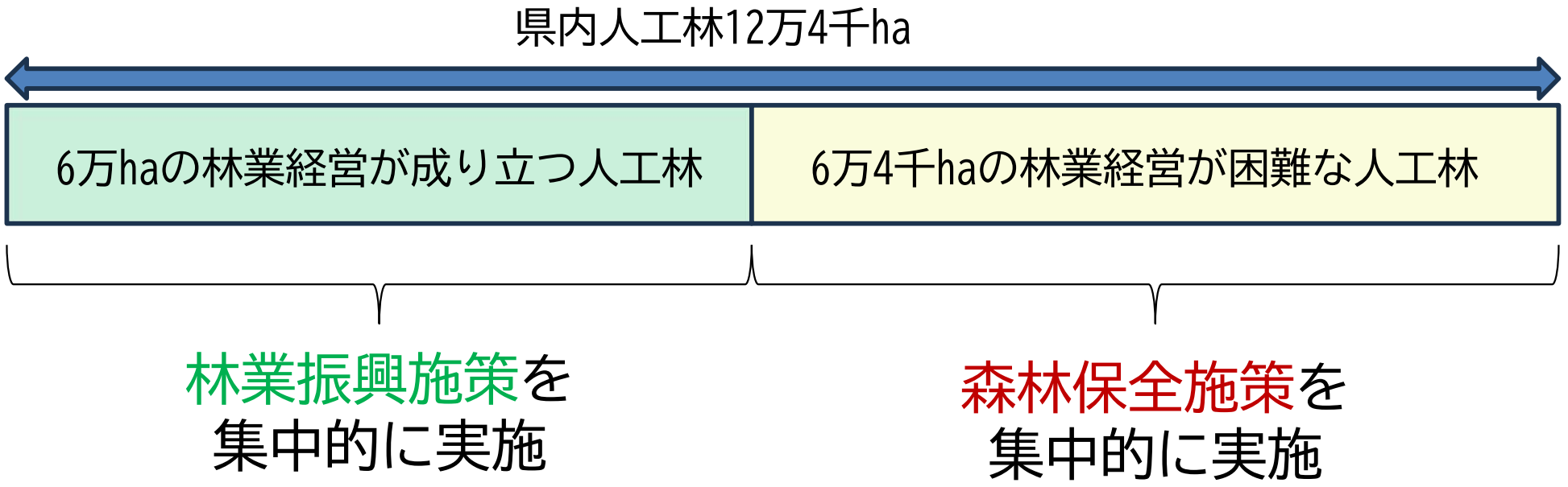


齢級別のスギ・ヒノキ構成割合（民有林）

※齢級：林齢を5年単位で一括りにしたもの（例：8齢級＝35～40年生）

林業経営が成り立つ人工林と困難な人工林

○ 県内人工林12万4千haについて、
「**林業経営が成り立つ人工林**」と「**林業経営が困難な人工林**」に区分し、
それぞれに応じた施策を展開



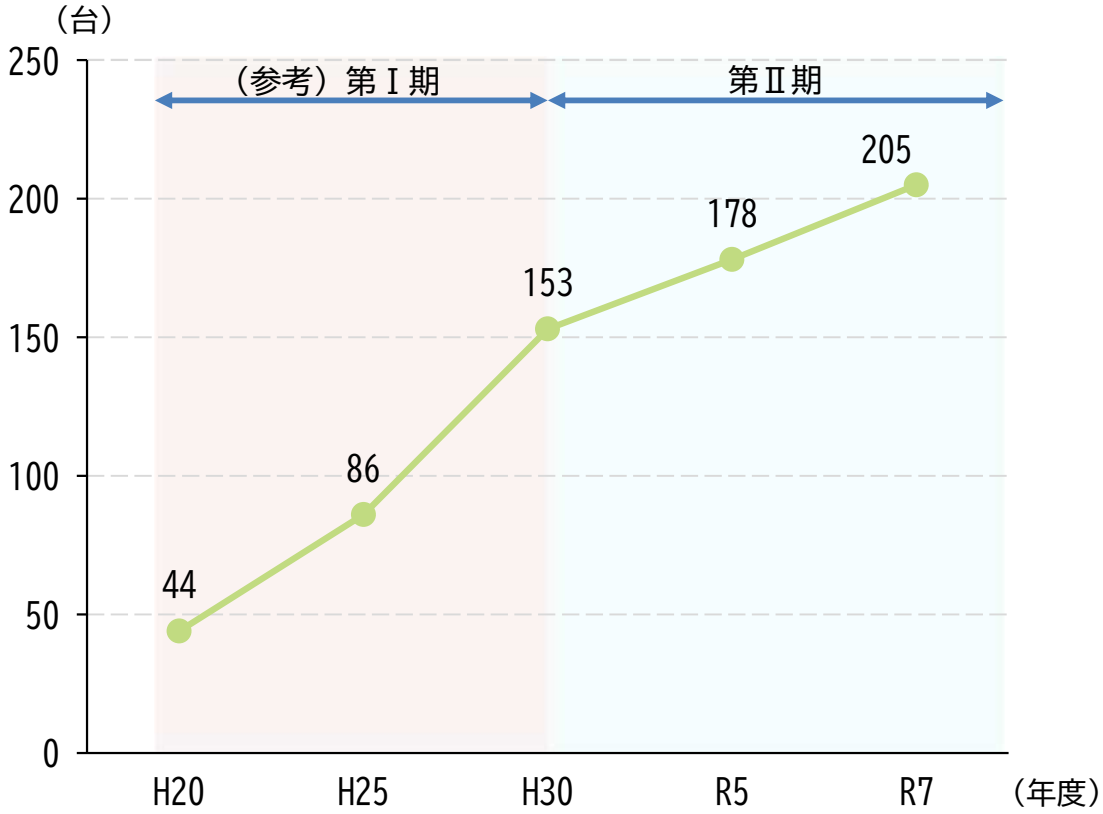
○ 木材生産現場での効率性向上に向け先進的な林業機械の導入を支援。
県内の林業事業体は、令和7年度末で205台を保有



先進的な林業機械による原木生産



フォワーダによる搬出



先進的な林業機械の保有台数の推移（累計）

○ 木材を搬出するための林道を整備するとともに、その支線となる森林作業道の整備を支援。令和7年度までの累計で6,210km整備

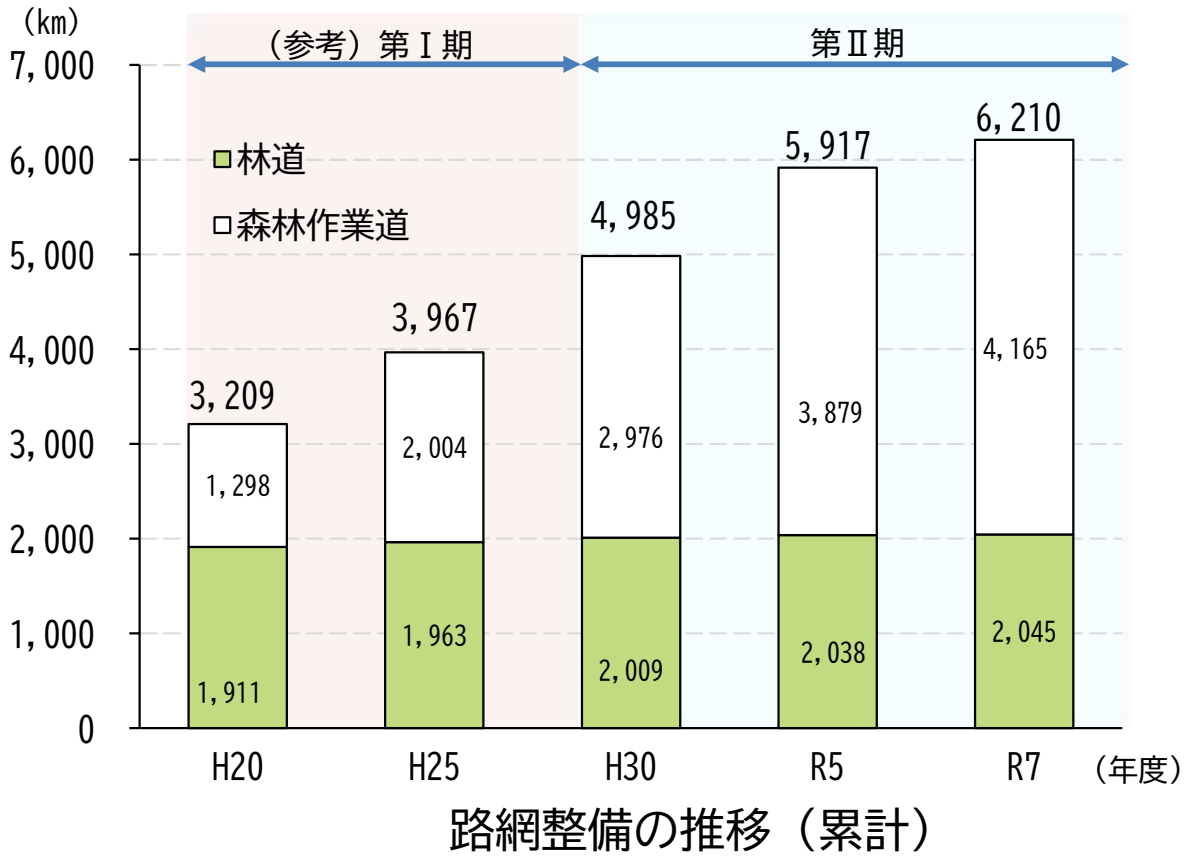
○ 林道等は下刈り等の森林整備においても、作業の効率化に貢献



林道



森林作業道



路網整備の推移（累計）

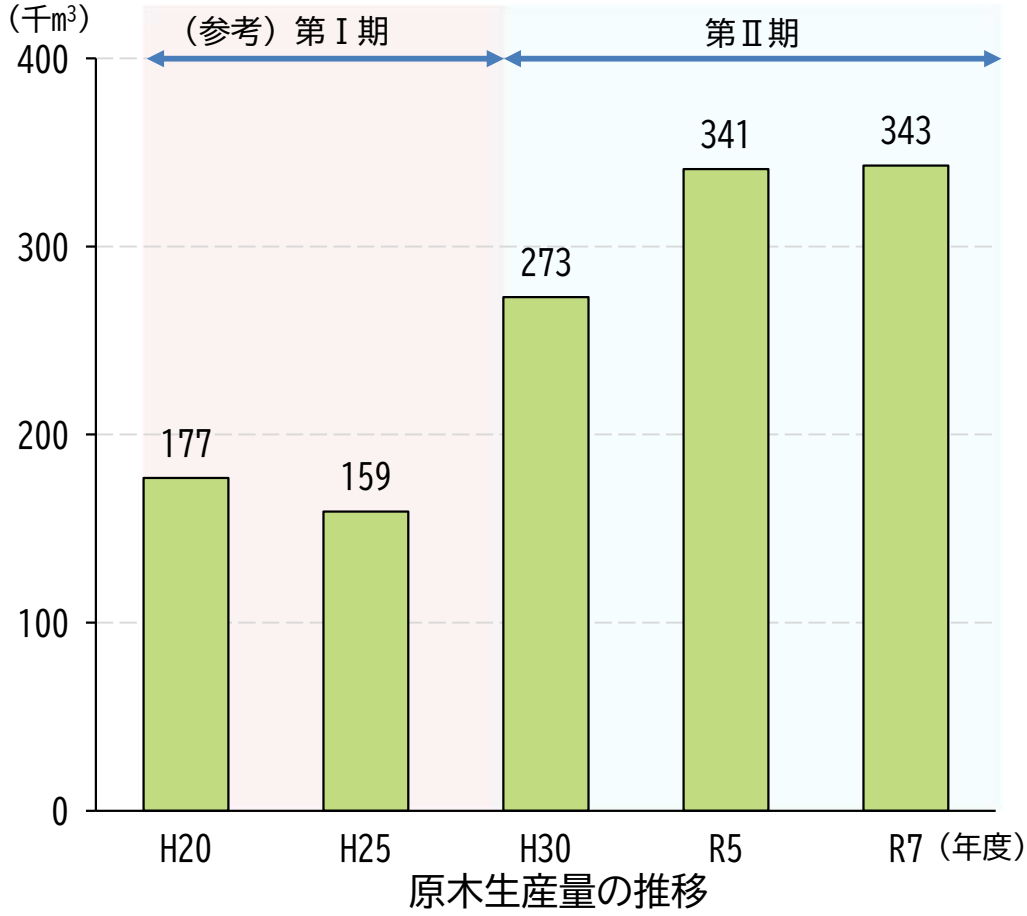
○ 機械化、路網整備等の推進により原木生産量は平成20年度の177千㎥から約2倍の343千㎥まで増加



機械化・路網整備により効率化された伐採現場



各地から集められた原木



原木生産量の推移

○ 国の森林環境譲与税や補助事業等を活用し、林業就業者および林業経営体のレベルに応じた段階的な研修や、雇用環境の改善に向けた取組を支援



運搬用ドローンを用いた研修



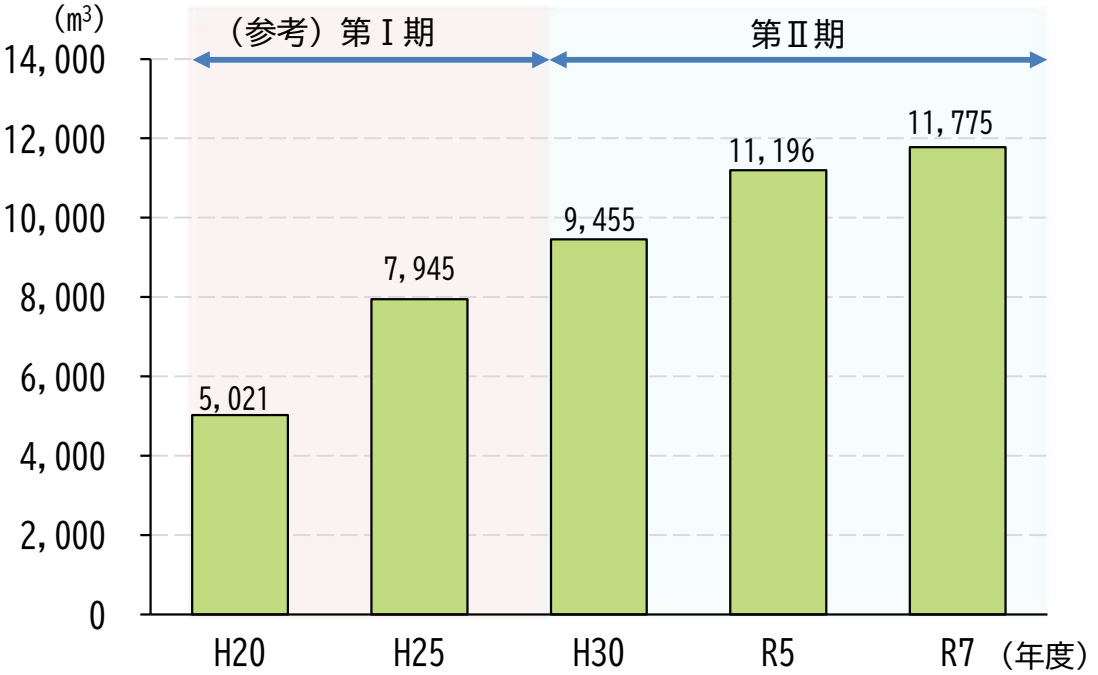
林業労働安全パトロール

■　林業労働力確保に向けた対策（一部抜粋）

区分	内容
労働力の確保	就業希望者を対象とした個別相談会、トライアル雇用、異業種から新規参入する際の高性能林業機械（レンタル）や技能習得に対する支援　等
技術技能の向上	伐木造材習得研修、統括現場管理責任者研修、ICT等人材育成研修　等
労働安全衛生の確保	切創防止用保護衣の購入補助、労働災害防止に向けた安全パトロール　等
雇用体制の整備	社会保険等の事業主負担に対する支援、林業雇用改善アドバイザー　等

(2)福岡県の施策の展開　林業振興　「県産木材の利用拡大」

○ 公共建築物において積極的に木材利用を推進
○ 新たに木質化への需要を創出するため、店舗やオフィスにおいて、県産木材を使ったリノベーション等を支援
○ 中高層の木造建築物の設計や提案ができる設計士を育成



公共建築物等における木材利用量


木造で建築された保育施設


福岡おもちゃ美術館


設計・技術者講座

荒廃森林の整備

○ 公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林において、長期的に公益的機能を発揮させるための強度間伐を実施

○ 防災減災の観点から、山地崩壊の起点となりやすい斜面での簡易木柵工※1や下層植生の少ない林内での筋工※2による土砂流出対策も併せて実施



簡易木柵工



筋工

※1 木材を使って小さな柵を作り、土砂の流出を止める工法
※2 斜面に細い段々を作って、植物を育てる土台を作る工法

森林保全　「治山施設の整備」

○ 県民が安心して暮らせる生活環境の維持に貢献するため、山地災害を防止し、保安林の機能を高度に発揮させる治山ダムや山腹工を整備



大量の流木等を防いだ治山ダム



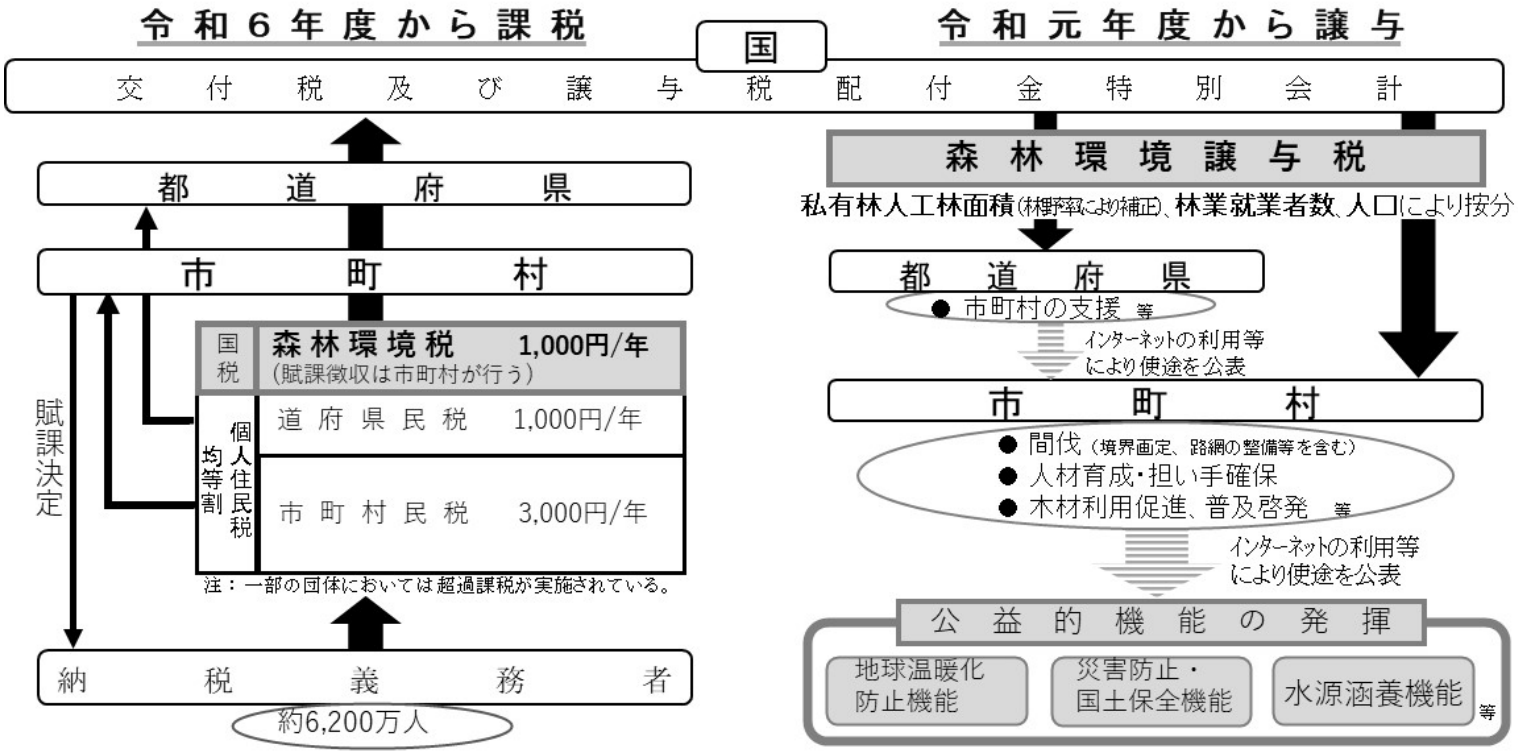
山腹工

■　治山事業の実績

区分	単位	年度									
		H20	…	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
治山ダム	基	126	…	56	78	83	69	58	61	39	46
山腹工	ヵ所	29	…	26	40	31	27	20	17	16	16

【参考】　森林環境譲与税（国）の開始

○ 平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立
○ 令和元年度から、国から地方公共団体へ森林環境譲与税の譲与が開始
○ 令和7年度の譲与額は、県内市町村が約12.9億円、県が約1.4億円
○ 課税の目的は、「森林吸収源対策に係る地方財源の確保」



森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ（林野庁HPより引用）

【参考】　森林環境譲与税を活用した市町村の取組

○ 平成30年の福岡県森林環境税検討委員会において、森林環境譲与税と福岡県森林環境税のすみ分けを整理

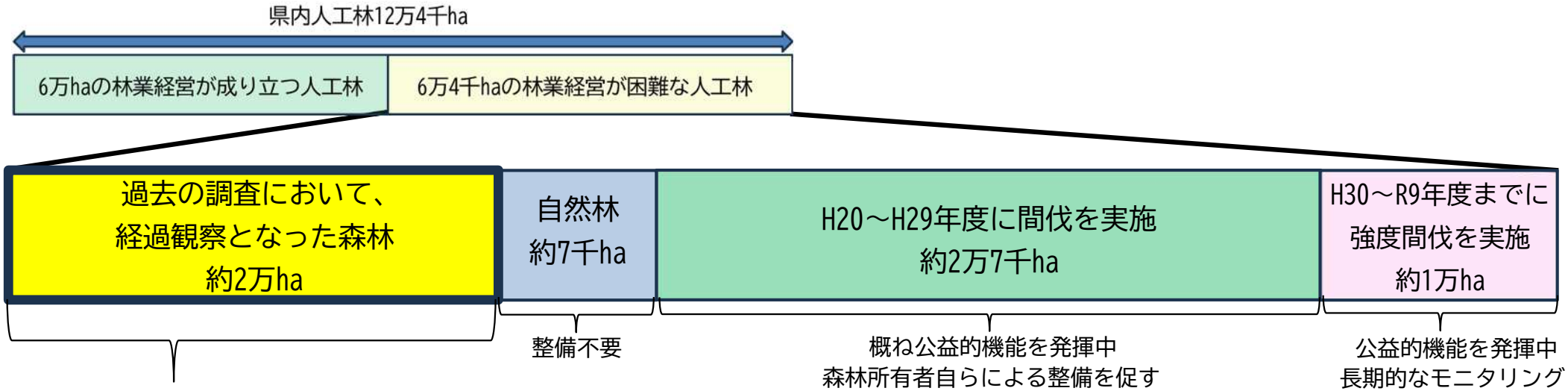
○ 使途は、森林環境譲与税が「地域の実情に応じて法令に定める範囲」、福岡県森林環境税が「荒廃森林の整備に必要な施策に限定」

使途区分		すみ分け区分		森林環境譲与税	福岡県森林環境税
森林整備		人工林	経営が可能	間伐、作業道整備	―
			経営が困難	―	強度間伐、広葉樹植栽、侵入竹伐採、簡易木柵工、作業道整備、自伐林家の支援、松くい虫防除対策
		竹林		放置竹林対策	―
		耕作放棄地		植栽（荒廃農地の森林化）	―
森林整備の促進	人材育成・担い手の確保	―		新規就業者の確保・定着、林業事業体の育成、林業労働安全対策	―
	木材利用の促進	―		公共建築物の木造・木質化、木製品の導入、木材加工施設の整備	―
	普及啓発	県域		―	展示林の整備、森林づくり活動の支援、森林環境教育等
		市町村単位		森林に関するイベントなどの開催	―

(3)課題　今後の森林荒廃の恐れ

○ 林業経営が困難な人工林6万4千haのうち、過去の調査において荒廃の恐れは低いと判定され経過観察となった森林は約2万ha

○ 上記森林を対象とした抽出調査から、今後10年間で公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林が存在することが判明



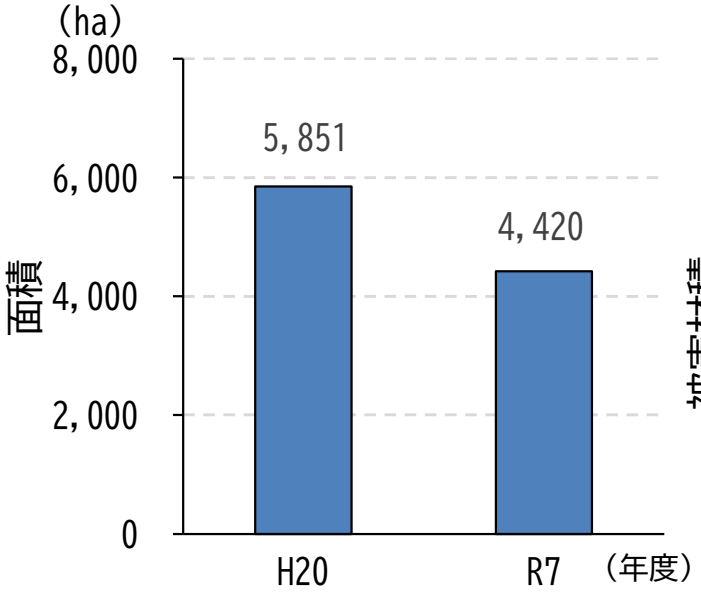
【抽出調査結果】

○今後10年間で、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林が存在

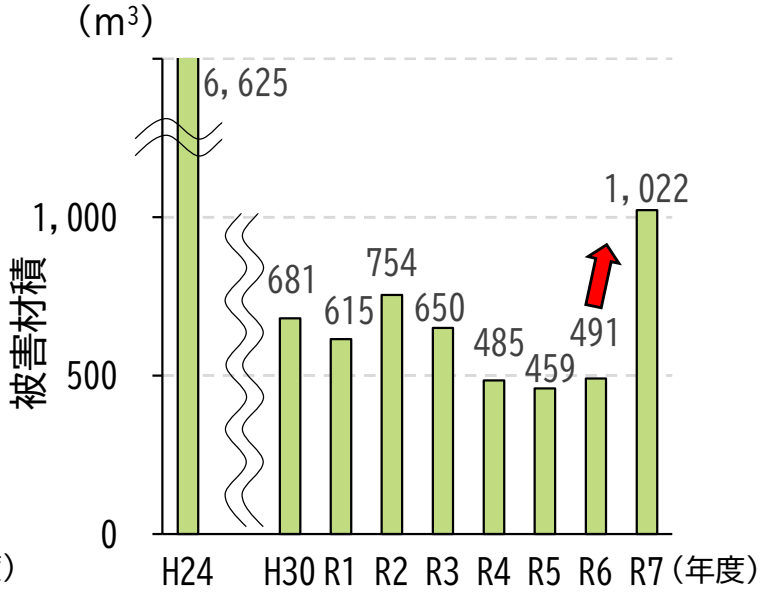
⇨ **森林保全のため対策の検討が必要**

(3)課題　松くい虫被害の増加

○ 平成24年度をピークとした甚大な被害により、地域住民が大切にしてきた松林は減少
○ 近年は、松くい虫防除対策により被害量は低位で推移
○ 一方で、令和7年度は前年度の2倍以上に急増、全国的にも同様の傾向
○ 被害が軽微になった地域でも、気象要因等によっては再び甚大な被害を受ける恐れ



県内民有林の松林面積



松くい虫被害材積の推移（県内民有林）



被害を受けた松林

⇨ **継続的な松くい虫防除対策の検討が必要**

(3)課題　頻発化・激甚化する災害

○ 本県でも平成29年度から5年連続で災害が発生するなど、頻発化・激甚化が進む
○ 近年の豪雨災害では、土砂流出だけでなく流木による人的・物的被害も発生

県内で発生した主な災害

年度	月	災害名称種別	被害額（億円）
H29	7	平成29年7月九州北部豪雨	1,941
H30	7	大雨	289
R1	7	大雨	44
	8	大雨	78
	9	台風第17号	35
R2	7	令和2年7月豪雨	283
	9	台風第10号	16
R3	8	令和3年8月11日からの大雨による災害	155
R5	7	令和5年7月7日からの大雨による災害	452
R6	8	台風第10号	14
R7	8	令和7年8月9日からの大雨による災害	－
R8	6	令和8年6月24日からの大雨による災害	－
	7	令和8年7月1日からの大雨による災害	－

※ 出典：令和6年災害年報（福岡県）
※ R7、8年度の災害は被害額未公表



渓流に堆積した流木



流木被害の発生

⇨ 頻発化・激甚化する災害に備えた、流木対策の検討が必要

(3)課題　野生動物の出没と感染症の拡大

○ 近年、里山林の手入れ不足や人口減少による土地利用の変化により野生動物の生息域が拡大し、農作物被害が発生

○ 各種対策が講じられているものの、イノシシ・シカ等による農作物被害額は、年間約4～4.5億円で推移

○ SFTS※1などの人獣共通感染症や、県内初となる野生イノシシの豚熱※2の確認など、野生動物を介した感染症が発生

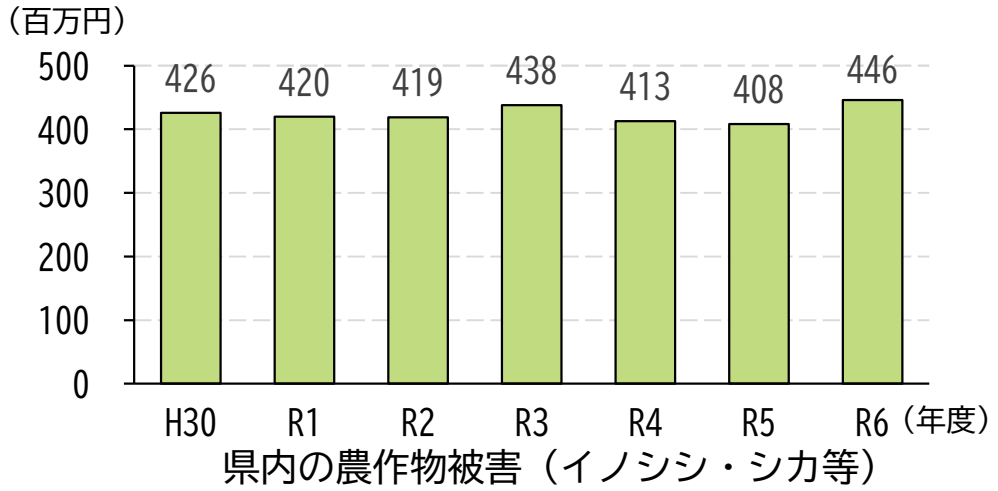
※1 SFTSウイルスを保有するマダニを介して感染するダニ媒介感染症。日本でのSFTS患者の致命率は27%（厚生労働省HP）
※2 豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴（農林水産省HP）



農地に出没したシカ



野生動物の侵入防止柵



県内の農作物被害（イノシシ・シカ等）

人と野生動物との棲み分け対策の検討が必要